

勝山中学校給食調理等業務委託に係る 業者選定に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

勝山市立勝山中学校における給食調理業務等を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託事業の概要

(1) 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

(2) 委託施設 勝山中学校 福井県勝山市昭和町2丁目3-1

(3) 委託業務の仕様

受託者の行う業務範囲は別紙 勝山中学校給食調理等業務仕様書に示すとおりとする。

なお、委託業務の実施に当たっては、学校給食、食品衛生及び公衆衛生に関する関係法規、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理の基準」、「勝山市学校給食衛生管理マニュアル」等を遵守すること。

(4) 業務に要する費用（提案上限額）

103,195,000円（消費税及び地方消費税を除く5年間の総額）

ただし、上記金額は契約時の予定価格を示すものではない。

なお、参考業務価格が業務に要する費用（提案上限額）を超過した場合は、失格とする。

(5) 委託料の支払い

委託料は、月額均等払いとし業務実績に応じ当月分を翌月に支払うものとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、当該業務を効果的かつ効率的に実施できるものであり、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 令和7・8・9年度勝山市一般業務委託競争入札等参加資格者名簿の「その他の業務委託」-「その他」に登録する事業者。参加申込の時に、令和7・8・9年度勝山市一般業務委託競争入札等参加資格者名簿に登録がない参加者の場合は、次に掲げる書類を提出することとする。

①登記事項証明書

②財務諸表又は決算書

③納税証明書（市税及び国税、ただし市外業者の場合は、国税のみとする。）

(2) 勝山市教育委員会及び給食を提供する学校との連絡調整を速やかに行うために、県内に本社、支社、支店、営業所若しくは事業所（以下「事業所等」という。）を有する、又は契約締結までに県内に事業所等を開設すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- (4) 公告日から落札決定の日までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止（除外）措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) これまでに、小学校又は中学校へ給食を提供するための調理業務の受託実績を 3 年以上有するものであること。
- (8) 過去 3 年以内に、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業禁停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (9) 製造物責任法（平成 6 年法律第 86 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

5 参加申請

- (1) 次の応募書類を各期日までに提出すること。

| 応募書類名 | 様式等 | 部数 | 提出期日 | 備考 |
|----------|------------------|-----|----------------------------|---|
| 参加表明書 | 様式第 1 号 | 1 部 | 令和 8 年 7 月 24 日（金）正午まで（必着） | 持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は電子メール（送信後、着信を担当者に電話で確認すること。） |
| 質問書 | 様式第 2 号 | 1 部 | 令和 8 年 7 月 14 日（火）正午まで（必着） | (2) 質問と回答についてを参照 |
| 提案見積書 | 様式第 3 号 | 1 部 | 令和 8 年 8 月 7 日（金）正午まで（必着） | (4) 提案見積書についてを参照 |
| 参加申込書 | 様式第 4 号 | 8 部 | | 7 企画提案書の作成要領を参照し、必要書類を添付すること。 |
| 業務に関する調書 | 様式第 5 号 の 1～6 | | | |

- (2) 質問と回答について

①提出方法：質問書（様式第 2 号）は電子メールでの提出のみ受け付ける。（送信後、着信を担当者に電話で確認すること。）

電子メールの件名は、「勝山中学校給食調理等業務委託に係る質問」として質問すること。

②提出期限：令和 8 年 7 月 14 日（火）正午まで（必着）

③回答期日：令和 8 年 7 月 17 日（金）まで

④回答方法：全ての質問は、HP に掲載し回答する。

- (3) 現場見学会について

令和9年3月12日に給食室棟が完成予定のため、現場見学会は開催いたしません。
給食室棟工事平面図等をご確認すること。勝山市立中学校再編については、市のホームページ (<https://www.city.katsuyama.fukui.jp/site/saihen/>) をご確認ください。

質疑については、質問受付期間中に質問書で受付及び回答する。

(4) 提案見積書について

貴社が給食調理業務等を受託した場合の経費について見積りし、様式第3号を提出すること。
見積りに当たっては、別添の「勝山中学校給食調理等業務委託仕様書」、及び下記の算定条件に基づき、見積書を提出してすること。

※令和9～13年度の各年度ごとに積算し、人件費・物価上昇を見込んだ上で5年間分算出すること。

「算定条件」

勝山市立中学校の現況（令和8年5月1日現在）

| 学校数 | 生徒数 | 学級数 | 食数 | 食物アレルギー 生徒数 |
|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 3 | 461 | 15 | 517 | 27 |

委託予定期間中の生徒数、学級数の推移（推計値）

令和9年度に勝山市立中学校は、3校から1校に統合される。

| | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 生徒数 | 457 | 455 | 459 | 441 | 416 |
| 学級数 | 普通級 15 特別支援級 1 | 普通級 15 特別支援級 1 | 普通級 15 特別支援級 1 | 普通級 15 特別支援級 1 | 普通級 15 特別支援級 1 |

6 プロポーザルに関する問合せ先、書類の提出先

〒911-0804 福井県勝山市元町1丁目5番6号

勝山市 教育委員会 教育総務課（勝山市教育会館2階） 担当：鳥山

電話 0779-88-8111 FAX 0779-88-1120

e-Mail : educ@city.katsuyama.lg.jp

7 企画提案書の作成要領

(1) プレゼンテーションで使用するパワーポイントについては、全て企画提案書の資料で行うこと。プレゼンテーション時に新たな資料を追加することは認めない。

(2) 提出書類提出は、以下のとおりとする。

ア 参加申込書（様式第4号）

イ 業務に関する調書（様式第5号の1～6）

ウ 賠償保険加入状況関係書類（保険証書の写し、補償内容の詳細が分かるもの）

エ 法人等の概要がわかるもの（パンフレット可）

- オ 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定、給与規定など）
- カ 財務諸表（直近の過去3か年分の貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費内訳書、売上原価内訳書、キャッシュフロー計算書など）
- (3) 提出部数：8部（原本1部、副本7部（写し可。写真等使用のものはカラー印刷とする。））
ファイル綴じにせず、クリップ等でとめること。
- (4) 電子提出：調書等の内容をPDF形式に変換し、CD-ROM等電子媒体に記録し1部提出すること。
電子媒体にはプロポーザル名、会社名を記載すること。
- (5) 提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る。）若しくは、宅配便（手渡ししたことが証明されたものに限る。）
- (6) 提出期限：令和8年8月7日（金）正午まで（必着）

8 プレゼンテーション審査方法

- (1) 審査の対象事業者
企画提案書を提出した事業者
- (2) 審査の項目
受託者選定評価基準の審査項目のとおりとする。
- (3) 審査の実施
- ①審査委員会の開催日程及び場所
日程：令和8年8月21日（金）（予定）
時間及び場所は後日、別途通知する。
- ②審査形式
- ア 調書等に示された内容について、審査委員会による審査を行う。
- イ ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）審査を行う。
- ウ プレゼンテーションの時間は、1事業者あたり約20分とする。
- エ 提案者の説明は3名以内とする。
- オ 提案書の説明はプロジェクター等の使用を可能とする。ただし、パソコンは提案者側で準備すること。プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは事務局で準備する。
- カ 提出済書類以外の追加内容の資料を使用・配布はできません。
- キ プレゼンテーション終了後、審査委員との質疑応答の時間を約10分設ける。
- (4) 審査の方法
- ①審査委員会では、ヒアリングの後、各審査委員が審査項目に基づいて審査を行う。
- ②すべての参加者の審査終了後、各審査委員の審査結果を集計し候補者を選定う。
- ③審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、業務受託見積が安価な者から順に候補者を選定する。さらに、最高点が同点で、かつ、業務受託見積についても同額の場合には、くじにより候補者を選定する。
- ④提案者が1者であった場合は、各審査員による審査結果を集計し、本市が求める水準を満たすものであると判断した場合においては、その者を候補者とする。
- (5) 審査結果の通知
- ①審査結果は提案者全員に通知する。
- ②審査内容の詳細については非公開とし、審査内容に関する問い合わせ及び審査結果に対す

る異議申し立ては受け付けない。

9 契約相手方の決定方法

- (1) 審査委員会にて審査を行い、契約の相手方となる候補者を選定する。
- (2) 候補者を当該業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方とする。

10 日程

| | |
|----------------|--------------------------|
| 公告 | 令和8年7月3日(金) |
| 参加表明書受付期間 | 令和8年7月3日(金)～令和8年7月24日(金) |
| 質疑受付期間 | 令和8年7月3日(金)～令和8年7月14日(火) |
| 質問の回答 | 令和8年7月17日(金) |
| 企画提案書受付期間 | 令和8年7月27日(月)～令和8年8月7日(金) |
| プレゼンテーション審査の案内 | 令和8年8月14日(金) |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年8月21日(金)ごろ |
| 審査結果通知 | 令和8年8月28日(金) |

11 提出書類の取扱い

- (1) 書類提出後、提出書類の変更は認めない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出図書著作権及び使用権は、勝山市に帰属する。
ただし、随意契約を締結しなかった参加者が提出した図書についてはこの限りではない。

12 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の勝山市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 参加及び企画提案等に要する全ての費用は参加者の負担とする。
- (3) 提案者は業務で知り得た情報について、第三者に開示、提供してはいけない。
- (4) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知する。

13 添付書類

- (1) 受託者選定評価基準
- (2) 勝山中学校給食調理等業務仕様書
- (3) 給食室棟工事平面図、案内図
- (4) 施設備品一覧

受託者選定評価基準

下表の評価項目について採点し、合計得点を算出する。

| 番号 | 評価項目 | 設問内容 | 評価の主な視点 | 配分 |
|----|-----------------|--|---|-----|
| 1 | 学校給食に関する基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 安全安心な給食提供するための理念 学校給食の意義や特色の理解 食育推進及び教育活動への協力 | <ol style="list-style-type: none"> ①学校給食に対する基本的な考え方や意欲、取り組み実績。 ②学校給食を教育の一環として理解し、食の面から生徒の教育に携わることの重要性の認識、その推進方策。 ③学校給食のみならず、学校の教育活動への協力の考え方と実績。 | 10 |
| 2 | 安全衛生管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> 安全管理に関する考え方 衛生管理に関する考え方 安全衛生体制 衛生検査 安全でおいしい給食提供の考え方 特筆すべき提案事項 | <ol style="list-style-type: none"> ①各種安全対策マニュアルに基づき、安全衛生管理への提案や実施体制。 ②衛生管理、食物アレルギー対応、調理技術向上のための具体的な取り組みの提案。 ③食中毒防止や職場の衛生環境確保への考え方や方策。 ④従事者の衛生管理や健康維持に関する予防や検査対策。 ⑤学校給食の質を維持、向上させるための提案。 ⑥安全衛生面、光熱水費の低減に寄与する運営等で特筆する提案。 | 30 |
| 3 | 業務遂行能力 | <ul style="list-style-type: none"> 従業員の配置の考え方と必要人数 地域貢献に対する考え方 有能な人材確保、育成の取り組み 給食開始までの準備計画 特筆すべき提案事項 | <ol style="list-style-type: none"> ①業務に見合った従業員の配置により、給食の安定供給を図り従業員の休暇時及び急病等の欠勤に即対応できる配置等。万全の人員体制による安定した業務体制の確保。 ②市内に本社又は事業所等を有する又は、市内雇用を図るなど地域活性化への寄与への考え。 ③給食の安全性や質を維持、向上するための人材確保と定着、育成の手法。 ④給食開始までに行う従業員習熟等の準備計画。 ⑤研修等の取り組みで特筆する提案。 | 30 |
| 4 | 危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> 危機管理の考え方 代行保証 災害発生時の協力体制 | <ol style="list-style-type: none"> ①調理事故や異物混入などの危機管理に対する現場における業務従事者の日常の安全確認の方策や学校との連携体制。 ②調理業務が困難となった場合の担保。 ③災害発生時における本市への協力体制。 | 10 |
| 5 | 経費見積額 | <ul style="list-style-type: none"> 他の提案者との比較した見積額 | <p>価格点 = (最低見積価格 ÷ 見積価格) × 20</p> | 20 |
| 合計 | | | | 100 |